大雨土砂災害想定の避難訓練が実施されました

６月８日㈰、町内一円において、坂町住民福祉協議会、坂町消防団、広島市消防局、海田警察署、広島県警察学校、坂町と合同で避難訓練を実施し、総勢1,764人が参加しました。

町は、このたびの避難訓練を検証し、避難場所、避難経路の改善につなげていきたいと考えております。ご協力ありがとうございました。

※９月20日㈯に地震・津波発生想定の避難訓練を実施しますので、ご協力をよろしくお願いします。

坂町消防団　教育訓練・水防訓練を実施しました

５月25日㈰に消防団員として、地域社会に貢献できるよう技術向上に努め、水防多発シーズンに備え、災害時における応急対策等の水防知識習得及び技術向上を図ることを目的として、安芸消防署坂出張所の協力のもと、教育訓練・水防訓練が実施されました。

安芸消防署からのお知らせ

問合せ
安芸消防署坂出張所　☎（885）0100

たこ足配線はやめよう！

もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ

５月の火災件数
～０件（年間累計　　０件）
救急件数
～41件（年間累計　219件）

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※くん煙式殺虫剤の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の支給について

申請期間：７月１日㈫～12月26日㈮まで

該当世帯の方には郵送にてお知らせをしています。
申請には期限があります。申請はお早めに！

○臨時福祉給付金

【支給対象者】　平成26年度分の住民税が課税されていない方
（ただし、課税されている方の扶養である場合や、生活保護の受給者である場合は除きます。）

【支　給　額】　支給対象者一人につき10,000円
なお、支給対象者が老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者の場合は、5,000円を加算。

○子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】　平成26年１月分の児童手当・特例給付を受給しており、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

【対 象 児 童】　支給対象者の平成26年１月の児童手当・特例給付の対象となる児童

【支　給　額】　対象児童一人につき10,000円

郵送された書類に同封されている返信用封筒にて申請してください。役場民生課・横浜ふれあいセンター・小屋浦ふれあいセンターでも受付けます。

提出書類：・申請書　・本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートの写し等）
・振込口座の通帳等口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカードの写し）

◎問合せ　　役場民生課　☎（820）1505

広島法務局からのお知らせ　山地番の地番変更を行います

広島県では、明治以来、宅地等の耕地に１番から順に地番（耕地番）が付されましたが、山林等の山間地にも同様に１番から順に地番（山地番）が付されたことにより、同一大字（地番区域）内の耕地と山間地に同一の地番が定められるという、いわゆる「重複地番」が多数存在している実情にあります。

耕地番とは……宅地・農耕地等の耕地に付された地番
山地番とは……山林・原野等の山間地に付された地番
重複地番の例…字△△ 1番～100番（山地番）　　字□□20番～200番（耕地番）
20番から100番までが重複地番となります。

○「重複地番」によるトラブル

法務局では、インターネットを利用した登記情報提供制度やオンライン申請制度などの各種行政サービスを行っています。これらのサービスを利用する際、重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力してしまったり、物件入力ができないなどのトラブルが多数発生しています。

○「重複地番」の解消

広島法務局では、不動産に関する権利を保全し、取引の安全・円滑化を図るため、坂町の山地番の地番変更を次の要領により実施しますので、御理解と御協力をお願いします。（広島県内の重複地番解消作業を順次実施しています。）

地番変更の実施時期	平成26年10月１日から実施する予定です。
地番変更を行う区域（小字名）	参王峠、宝木、高尾山、梶、神之松、籠ヶ原、植之城、草ヶ迫、旗、嶽、西嶽、六城、トギ、徳地、森岡、松木山、高根原、唐神、長谷、桂切、下山、明神、瀧ヶ鼻、吉ヶ浦、横浜、釜ヶ谷、小浦、天狗岩、総頭山、立石、西谷、西山、畝墨、山之神、源六谷、本谷、スドコ、東ヶ迫、向田平、亀石山、水落山、森山
地番変更の方法	山地番の数値に20000を加算する方法によって行います。 【例】「1001番」→「21001番」 ※耕地番については、地番変更は行いません。
地番変更の通知	地番変更を実施した場合には、法務局から登記簿に記録されている所有者の住所（共有物件の場合は、そのうちの一名のみの住所）宛てに、「地番変更通知書」を送付します。

◎問合せ　広島法務局民事行政部不動産登記部門　☎（228）5741